

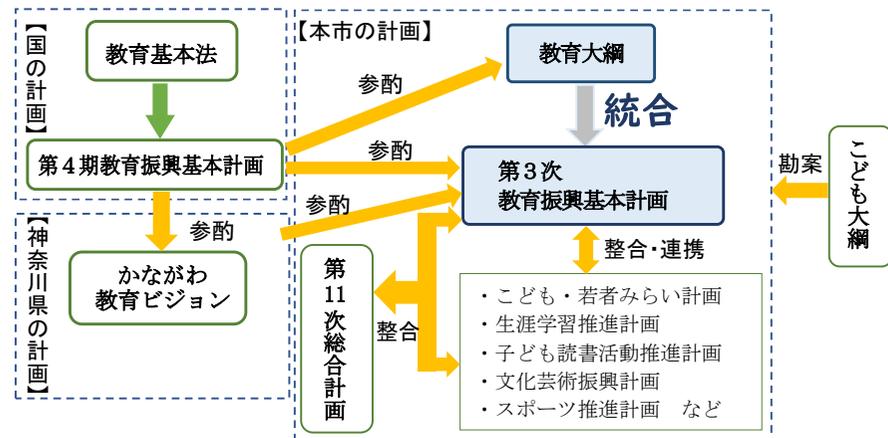
第3次厚木市教育振興基本計画（案）概要

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して定める計画です。

なお、第3次教育振興基本計画は、厚木市教育大綱を統合し、運用を図ることとしています。



(2) 計画の構成と期間

計画期間を通して目指す本市の教育の在り方を示す「基本理念」と、社会状況の変化に応じて対応が必要となる「基本方針」、「施策」、「実施計画」からなる計画とします。



2 策定の背景

社会の動向

- ・少子化が進行し、児童・生徒数が減少しています。
- ・ICTやAIなど、新しい技術が生活や学びに広がっています。
- ・共働き家庭の増加や地域のつながりの変化が見られます。
- ・人生100年時代が到来し、あらゆる世代が生涯にわたり学び続けることができる環境整備が重要になっています。
- ・多様な背景を持つ人々と共に生き、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

国・県計画との整合

国の「第4期教育振興基本計画」及び神奈川県教育委員会の「かながわ教育ビジョン」と足並みをそろえつつ、本市の実情に即した教育施策を展開します。

教育大綱ってなに？

市長が策定する教育の基本的な方針です。本市では、「第3次厚木市教育振興基本計画」の基本理念と基本方針をもって教育大綱とします。

3 本市が目指す教育施策の方向性

(1) 基本理念

未来を創る人づくり

2040（令和22）年には我が国の労働力を始めとした社会構造が大きく変化する時代を迎えます。そうした不透明で複雑な社会を生き抜くためには、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められます。

こうした力を育むため、ライフステージに応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、ウェルビーイングを実感しながら、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、成長できる環境を整備することで、厚木の未来を創り出す人材の育成を目指します。

(2) 施策の展開

基本理念を実現するため、四つの基本方針を定め、具体的な施策を進めていきます。

基本方針 1
児童・生徒に必要な資質・能力の育成

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの観点から、総合的な資質・能力の育成を図ります。

基本方針 2
安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備

全てのこどもが多様性を尊重し、他者との関わりや学び合いを通じて、お互いを高め合える教育の充実を推進します。また、安心・安全に学べる環境整備、切れ目のない学びの実現、教育機会均等の確保に向けた就学支援、教職員の働きやすさやICTの活用などのこれからの教育を支える環境整備に取り組みます。

基本方針 3
地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実

地域全体でこどもの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。

基本方針 4
生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進

人生100年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。

4 計画の推進

- ・指標を設定し、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年度、取組状況の点検・評価を実施し、進行管理に活用します。
- ・基本方針ごとに持続可能な開発目標（SDGs）との関連を示し、教育施策と持続可能な社会の実現を一体的に推進します。
- ・計画の推進に当たり、附属機関である厚木市教育振興基本計画審議会から点検・評価に係る意見や助言をいただくとともに、庁内組織である厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会において関係部局が横断的に連携し取組を進めます。

第3次厚木市教育振興基本計画（案）構成図

